

粕屋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
元年度	47,837	14,489,066	353,184	1,911,931	13.2	12.6

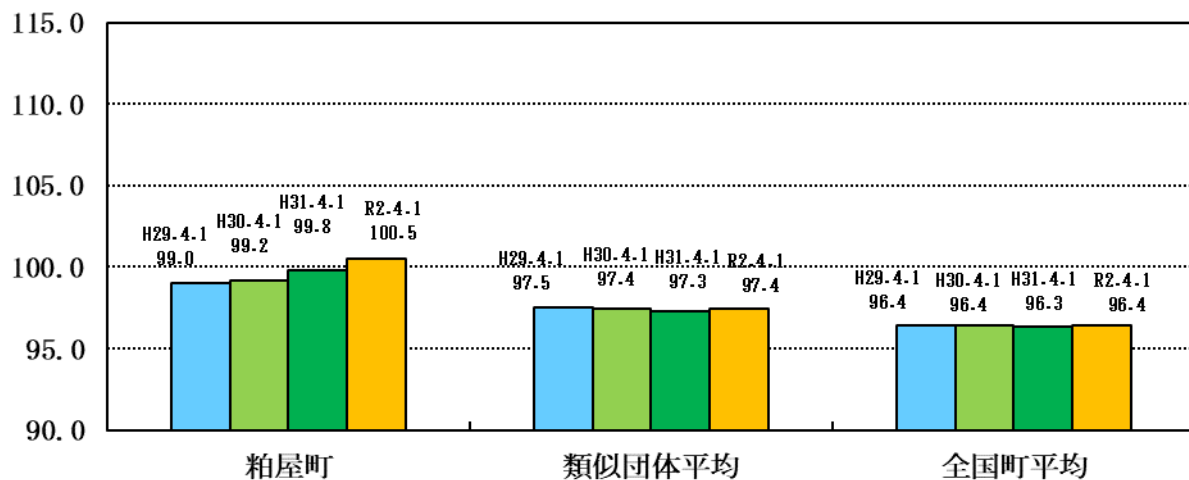
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
元年度	208	720,336	153,839	304,304	1,178,479

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,666	5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由

一般行政職高卒区分の初任給が国と比較して高いため（国：1級5号給、粕屋町：1級9号給）

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、号俸の引下げなし。高齢層については、民間給与差を考慮して最大約5%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、粕屋町においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後					
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%
粕屋町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
粕屋町	39.5歳	296,200円	361,468円	336,759円
福岡県	42.4歳	320,485円	416,620円	360,515円
国	43.2歳	327,564円	— 円	408,868円
類似団体	41.3歳	305,121円	369,228円	339,083円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
粕屋町	49.4歳	5人	333,700円	373,900円	364,700円
福岡県	56.6歳	449人	325,346円	377,990円	353,751円
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円
類似団体	51.3歳	8人	295,559円	323,271円	313,681円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		粕 屋 町	福 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	188,400円	182,200円
	高 校 卒	154,900円	154,600円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	143,800円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

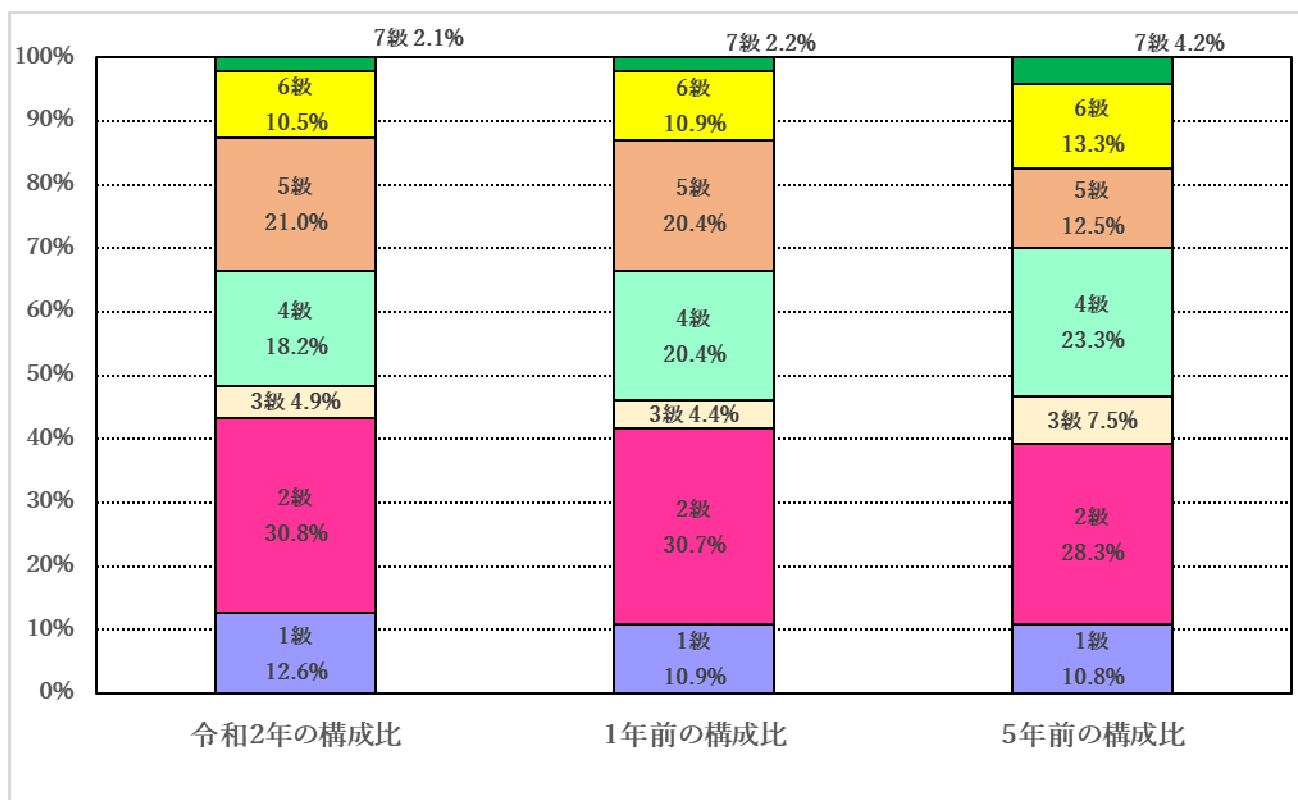
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,853円	360,619円	391,333円	396,775円
	高 校 卒	244,200円	361,400円	375,000円	400,600円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	338,200円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

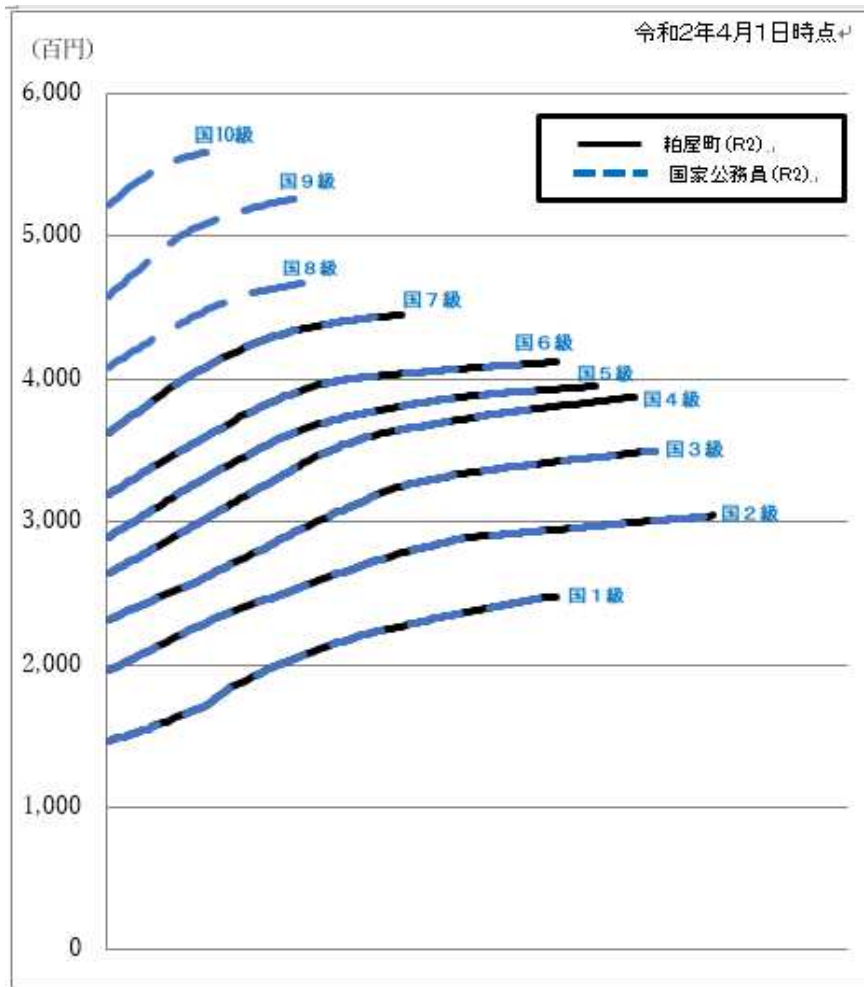
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、次長	3人	2.1%	362,900円	444,900円
6級	課長、所長、事務局長	15人	10.5%	319,200円	412,200円
5級	課長補佐、主幹	30人	21.0%	289,700円	395,000円
4級	係長、主査	26人	18.2%	264,200円	387,400円
3級	主任主事	7人	4.9%	231,500円	350,000円
2級	主事	44人	30.8%	195,500円	304,200円
1級	主事、主事補	18人	12.6%	146,100円	247,600円

- (注) 1 粕屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（粕屋町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

粕屋町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,381千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,646千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（粕屋町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

粕屋町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 5,761千円 21,845千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		47,827千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		200,114円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
粕屋町	6.0 %	226 人	6.0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	0.0%
手当の種類（手当数）	なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	43,572千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	223千円
支給実績（30年度決算）	40,172千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	220千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※子(満16歳年度当初～ 満22歳年度末) 5,000円加算	同じ	—	21,212千円	228,082円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 —	異なる	限度額	19,275千円	267,705円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者 (1か月の支給限度額は5 5,000円) 交通用具利用者(通勤距 離に応じて支給)	同じ	—	7,197千円	46,137円
管理職手当	部長・次長 66,000円 課長・所長・事務局長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類 が異なる	18,235千円	607,833円

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		給料		月額等	
給料	町長	834,000円	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長			674,000円	円
報酬	議長	349,000円	円	499,000円 / 252,000円	
	副議長	293,000円	円	430,000円 / 202,000円	
	議員	272,000円	円	400,000円 / 174,000円	
期末手当	町長	(元年度支給割合)			
	副町長	3.4月分			
退職手当	議長	(元年度支給割合)			
	副議長	3.4月分			
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×5.1×在職月数/12	17,013,600	任期毎	
	備考	給料月額×3.0×在職月数/12	8,088,000	任期毎	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

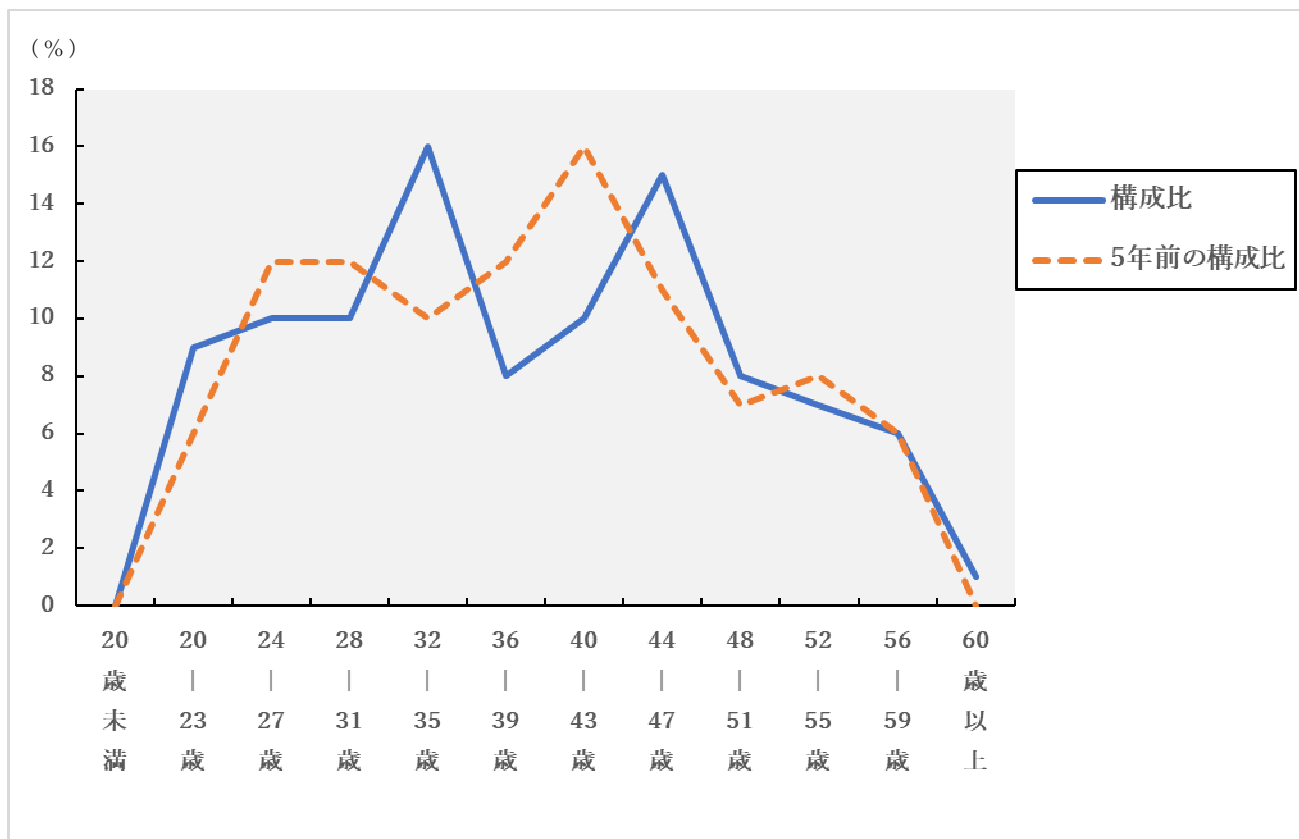
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 元 年	令 和 2 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	業 務 増 に よ る 増 業 務 増 に よ る 増 配 置 転 換 に よ る 減、 欠 員 不 補 充 業 務 増 に よ る 増
		総 務	45	45	0	
		税 務	20	20	0	
		農 林 水 産	5	5	0	
		商 工	2	3	1	
土 木		14	15	1		
民 生		53	51	-2		
衛 生	18	19	1			
	計	160	161	1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 33.59人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 51.19人)	
	教 育 部 門	48	50	2	業 務 増 に よ る 増	
	小 計	208	211	3	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 44.02人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 たり の 職 員 数 65.37人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	水 道	8	9	1	欠 員 補 充 業 務 増 に よ る 増、 育 休 代 替 の 職 員 配 置 に よ る 増
		下 水	4	4	0	
		其 他 (国 保 ・ 介 護)	13	15	2	
	小 計	25	28	3		
合 計			233 [237]	239 [260]	6 [23]	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 たり 職 員 数 49.86人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	21人	23人	25人	38人	20人	23人	37人	18人	16人	14人	3人	239人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	138	139	145	147	160	161	23(116.7%)
教育	52	52	48	50	48	50	-2(96.2%)
普通会計計	190	191	193	197	208	211	21(111.1%)
公営企業等会計計	27	28	27	26	25	28	1(103.7%)
総合計	217	219	220	223	233	239	22(110.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 805,749	千円 177,343	千円 52,884	% 6.6	% 6.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 9	千円 27,047	千円 5,799	千円 10,789	千円 43,635	千円 4,848	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
粕屋町	32.8歳	278,768円	408,364円
団体平均	44.2歳	339,529円	512,723円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕 屋 町	粕 屋 町（企業職を除く）
1人あたり平均支給額（元年度） 1,199千円	1人あたり平均支給額（元年度） 1,381千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

粕屋町			粕屋町（企業職を除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）			定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		一 千円			5,761千円
		一 千円			21,845千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）			1,663千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）			184,716円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
粕屋町	6.0%	9人	6.0%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	0%
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	1,618千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	180千円
支給実績（30年度決算）	1,526千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	191千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※子（満16歳年度当初～満22歳年度末） 5,000円加算	同じ	—	660千円	330,000円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 —	異なる	限度額	1,070千円	267,550円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者 (1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者（通勤距離に応じて支給）	同じ	—	146千円	29,280円
管理職手当	部長・次長 66,000円 課長・所長・事務局長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類が異なる	636千円	636,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 1,213,583	千円 81,105	千円 27,668	% 2.2	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 4	千円 13,790	千円 3,317	千円 5,694	千円 22,801	千円 5,700	千円 6,134

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
粕屋町	37.5歳	318,822円	472,527円
団体平均	43.0歳	337,655円	510,496円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕屋町	粕屋町 (企業職を除く)
1人当たり平均支給額 (元年度) 1,423千円	1人当たり平均支給額 (元年度) 1,381千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

粕屋町			粕屋町（企業職を除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）			定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		一 千円			5,761千円 21,845千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		851千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		212,750円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
粕屋町	6.0%	4人	6.0%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	0%
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	683千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	170千円
支給実績（30年度決算）	866千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	216千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※子（満16歳年度当初～満22歳年度末） 5,000円加算	同じ	—	378千円	189,000円
住居手当	借家 家賃額に応じて最高限度額27,000円 持家 —	異なる	限度額	1,204千円	301,050円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者 (1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者（通勤距離に応じて支給）	同じ	—	202千円	67,346円
管理職手当	部長・次長 66,000円 課長・所長・事務局長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類が異なる	0千円	0円